

○土砂等の埋立て等の規制に関する条例

令和元年十二月二十四日
宮城県条例第七十四号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例をここに公布する。

土砂等の埋立て等の規制に関する条例

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 土砂等の埋立て等の許可等(第七条—第二十二条)
- 第三章 土砂等搬入禁止区域(第二十三条—第二十五条)
- 第四章 雜則(第二十六条—第三十一条)
- 第五章 罰則(第三十二条—第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、土砂等の埋立て等について、土砂等の埋立て等を行う者、土地の所有者、土砂等を発生させる者及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等の規制に関し必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図り、もって県民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着している物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物を除く。)をいう。
- 二 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土砂等の堆積を行う行為をいう。
- 三 崩落等 崩落、飛散及び流出をいう。
- 四 埋立て等区域 土砂等の埋立て等の用に供する土地の区域をいい、当該土砂等の埋立て等のために設けられる通路、排水施設その他の施設がある場合にあっては、これらの施設がある土地の区域を含む。
- 五 土砂等を発生させる者 建設工事(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させるものをいう。

(土砂等の埋立て等を行う者の責務)

第三条 土砂等の埋立て等を行う者は、土砂等の埋立て等を行うに当たっては、災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(土地の所有者の責務)

第四条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第五条 土砂等を発生させる者は、建設工事に伴う土砂等の発生を抑制するとともに、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めなければならない。

- 2 土砂等を発生させる者は、発生させた土砂等による埋立て等が行われる場合にあっては、当該土砂等による埋立て等が適正に行われるよう土砂等の埋立て等を行う者に協力しなければならない。

(県の責務)

第六条 県は、市町村と連携して、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図るために必要な施策を推進するものとする。

- 2 県は、土砂等の崩落等による災害の発生の防止を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が土砂等の埋立て等に関する施策を実施しようとする場合には、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力をを行うものとする。

第二章 土砂等の埋立て等の許可等

(土砂等の埋立て等の許可)

第七条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- 一 土砂等の埋立て等を行う土地の面積が三千平方メートル未満である土砂等の埋立て等(当該土砂等の埋立て等を行う土地を含む一団の土地の面積が三千平方メートル以上となるものを除く。)
- 二 土地の造成その他の行為を行う区域において採取された土砂等のみを用いて行う土砂等の埋立て等
- 三 国、地方公共団体その他規則で定める者が発注し、又は自ら行う土砂等の埋立て等
- 四 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
- 五 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等
(埋立て等区域の土地の所有者の同意)

第八条 前条の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同条の許可の申請に係る埋立て等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第十条第一項の規定によるものである場合にあっては同項第一号から第八号までに掲げる事項について、同条第二項の規定によるものである場合にあっては同項第一号及び第二号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

2 第十二条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項の許可の申請に係る埋立て等区域の土地の所有者に対し、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

3 第十八条第一項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、同項の許可の申請に係る埋立て等区域の土地の所有者に対し、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

(周辺の住民に対する周知)

第九条 申請者は、規則で定めるところにより、第七条の許可の申請に係る埋立て等区域の周辺の住民に対し、当該申請に係る土砂等の埋立て等の施行に関する計画の概要を周知するよう努めなければならない。

(許可の申請の手続)

第十条 申請者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 土砂等の埋立て等の目的
- 三 埋立て等区域の位置
- 四 土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 五 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量
- 六 土砂等の埋立て等を行う期間
- 七 土砂等の埋立て等の施行を管理する者(以下「管理責任者」という。)の氏名
- 八 土砂等の埋立て等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の埋立て等の施行に関する計画
- 九 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、土砂等の埋立て等が当該土砂等の埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものである場合には、申請者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 前項第一号から第四号まで、第七号及び第八号に掲げる事項
- 二 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(許可の基準等)

第十一條 知事は、第七条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。

一 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 第十七条第三項又は第二十一条第二項の規定による必要な措置を講じていない者(口に掲げる者を除く。)
- ロ 第二十条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者
- ハ 第二十一条第一項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)
- ニ 第二十一条第一項の規定により土砂等の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- ホ 土砂等の埋立て等の施行に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの
- ヘ 暴力団排除条例(平成二十二年宮城県条例第六十七号)第二条第四号に規定する暴力団員等
- ト 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が口から△までのいづれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちに口から△までのいづれかに該当する者のあるもの
- リ 個人で規則で定める使用人のうちに口から△までのいづれかに該当する者のあるもの
- 二 申請者が、申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有すること。
- 三 第八条第一項の同意を得ていること。
- 四 前条第一項第八号の計画で定める土砂等の埋立て等を行う土地及び土砂等の堆積の形状並びに土砂等の埋立て等に供する施設の構造が、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める基準を満たしていること。

(変更許可等)

第十二条 第七条の許可を受けた者は、当該許可に係る第十条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 変更の内容

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前条の規定は、変更許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第八条第一項」とあるのは、「第八条第二項」と読み替えるものとする。

4 第七条の許可を受けた者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出るとともに、当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(許可の条件等)

第十三条 知事は、第七条の許可及び変更許可(次項において「許可等」という。)をする場合においては、災害の発生を防止するために必要な限度において、条件を付することができる。

2 許可等を受けた者は、前項の規定により条件が付されたときは、その内容を当該許可等に係る埋立て等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

(管理責任者の設置)

第十四条 第七条の許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域ごとに、管理責任者を置かなければならぬ。

2 第七条の許可を受けた者は、管理責任者に、当該許可に係る土砂等の埋立て等による災害の発生の防止のために必要な施行の管理をさせなければならない。

(標識の掲示等)

第十五条 第七条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等が行われている間、当該許可に係る埋立て等区域の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第七条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う土地について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(土砂等管理台帳の作成等)

第十六条 第七条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量(当該土砂等の埋立て等が埋立て等区域外への搬出を目的として行われるものである場合にあっては、土砂等の搬入及び搬出の量。次項において同じ。)その他規則で定める事項を記載した台帳(以下「土砂等管理台帳」という。)を作成しなければならない。

2 第七条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量を知事に報告しなければならない。

(土砂等の埋立て等の完了の届出等)

第十七条 第七条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の埋立て等が第七条の許可の内容(第十三条第一項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を含む。次項において同じ。)及び第十一條第四号に掲げる基準に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

3 前項の規定により、第七条の許可の内容及び第十一條第四号に掲げる基準に適合せず、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(譲受け許可)

第十八条 第七条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、埋立て等区域ごとに、知事の許可(以下「譲受け許可」という。)を受けなければならない。

2 譲受け許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第七条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第十一條の規定は、譲受け許可について準用する。この場合において、同条第三号中「第八条第一項」とあるのは、「第八条第三項」と読み替えるものとする。

4 謙受け許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第七条の許可を受けた者の地位を承継する。
(地位の承継)

第十九条 第七条の許可を受けた者について、相続、合併又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第七条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該承継があつた日から三十日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 第七条の許可を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 承継した事業の許可年月日及び許可番号

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の規定により第七条の許可を受けた者の地位を承継した者は、当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有者に当該承継の事実を通知しなければならない。

(土砂等の埋立て等を行う者に対する命令)

第二十条 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等に係る第七条の許可を受けた者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

2 知事は、第七条、第十二条第一項又は第十八条第一項の規定に違反して土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 知事は、第十七条第三項又は次条第二項に規定する者が土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための必要な措置を講じないとき(第一項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。)は、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 知事は、第七条の許可を受けた者に係る土砂等の埋立て等が、第十二条第四号に掲げる基準に適合しないと認めるとき(第一項に規定する緊急の必要があると認めるときを除く。)は、当該許可を受けた者(前項の規定による命令を受けた者を除く。)に対し、相当の期限を定めて、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十一条 知事は、第七条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

一 偽りその他不正の手段により第七条の許可、変更許可又は譲受け許可を受けたとき。

二 第十二条第一号ホ又は△に該当するに至ったとき。

三 第十二条第一号トからリまで(同号ホ又は△に係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第七条の許可を受けた日から起算して三年を経過する日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。

五 正当な理由なく一年以上引き続き第七条の許可に係る土砂等の埋立て等を行わないとき。

六 第十二条第一項の規定により変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。

七 第十三条第一項の規定により付された条件に違反したとき。

八 第十四条から第十六条までの規定に違反したとき。

九 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により第七条の許可の取消しを受けた者は、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(関係図書の保存)

第二十二条 第七条の許可を受けた者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等について、第十七条第二項の規定による通知を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から五年を経過する日まで、当該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関するこの条例の規定に基づいて知事に提出した図書の写しを保存しなければならない。

第三章 土砂等搬入禁止区域

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第二十三条 知事は、埋立て等区域(土砂等の埋立て等を行う土地の面積が三千平方メートル未満のものを除く。)において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域を、六月を超えない範囲内で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域(以下「土砂等搬入禁止区域」という。)として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 4 知事は、第一項に規定する土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する場合において、同項の指定の事由が引き続き存すると認められるときは、当該指定に係る区域について、当該指定に係る区域を管轄する市町村長の意見を聴いた上、同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 知事は、第一項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前二項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(土砂等の搬入の禁止)

第二十四条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。ただし、災害の発生を防止するための必要な措置として知事が認める場合は、この限りでない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第二十五条 知事は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなったと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第二十三条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

第四章 雜則

(報告の徴収等)

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、埋立て等区域の土地の所有者その他の関係者に対し、当該土砂等の埋立て等に係る施行の状況等について、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査等)

第二十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の埋立て等に關係のある場所に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 第二十三条第七項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(公表)

第二十八条 知事は、この条例の規定に基づく命令又は許可の取消し(以下この項において「命令等」という。)を行ったときは、当該命令等を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該命令等の内容を公表することができる。

- 2 知事は、第二十四条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。
- 3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該土砂等を搬入した者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。
(手数料)

第二十九条 知事は、次の各号に掲げる者から、申請の際に、一件につきそれぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

- 一 第七条の許可を申請する者 五万五千六百円
- 二 変更許可を申請する者 三万千五百円
- 三 謙受け許可を申請する者 三万千五百円

- 2 前項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。

- 3 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより審査ができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(市町村の条例との関係)

第三十条 土砂等の埋立て等に関し、市町村の条例によりこの条例の規定に基づく災害の発生の防止と同等以上の災害の発生の防止の効果が図られるものと知事が認めるときは、市町村の区域における土砂等の埋立て等に係る災害の発生の防止については、規則で定めるところにより、この条例の規定を適用しない。

(委任)

第三十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条、第十二条第一項又は第十八条第一項の規定に違反して、土砂等の埋立て等を行った者
- 二 偽りその他不正の手段により、第七条の許可、変更許可又は謙受け許可を受けた者
- 三 第二十条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第三項又は第四項の規定による命令に違反した者

二 第二十一条第一項の規定による命令に違反した者

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第一項の規定に違反して、同項の土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十七条第一項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第四項又は第十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条の規定に違反して、同条に規定する土砂等管理台帳又は図書の写しを保存しなかった者
(両罰規定)

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から起算して六月間(当該期間内に第十二条の規定に基づく不許可の処分又は第二十二条第一項の規定による第七条の許可の取消しの処分があったときは、これらの処分があった日までの間)に限り、第七条の規定にかかわらず、引き続き土砂等の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。